

《対象者（平成28年4月1日から）》

高齢者	・66歳以上の方（66歳に達する月から）
子ども	・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
重度心身障害者	①特別児童扶養手当の受給者で、障害の程度が1級に該当する方 ②身体障害者手帳3級以上の方 ③療育手帳B1以上の方 ④精神障害者保健福祉手帳2級以上の方 ⑤特定疾患・ウィルス肝炎医療費受給者証のある方 ⑥育成・更生医療費受給者証のある方 ⑦精神通院医療費受給者証（公費対象のみ）のある方 自立支援医療受給者証（精神通院）…住民税課税世帯の方は公費適用分（窓口1割支払い）のみの給付
ひとり親家庭	・18歳未満（高等学校卒業まで）の児童 ・上記の児童を現に扶養している母・父
寡婦（夫）	・満50歳以上満66歳未満の母子及び父子並びに寡婦福祉法の第6条第4項で規定する寡婦で、同一住所内に子のいない者。
世帯主	・住民票に記載されている世帯主で、1ヶ月の医療費が 高額療養費の該当になる方 （※請求の際には、高額医療費に該当したことが分かる書類、医療費通知書等を添付してください。）

☆ 給付金の支払時期

支払期	診療月	締切日	支給日
第1期	～H27年12月・平成28年1月	H28年3月末日	H28年5月末日
第2期	～H28年2月・平成28年3月	〃 5月末日	〃 7月末日
第3期	～ 〃 4月・平成28年5月	〃 7月末日	〃 9月末日
第4期	～ 〃 6月・平成28年7月	〃 9月末日	〃 11月末日
第5期	～ 〃 8月・平成28年9月	〃 11月末日	H29年1月末日
第6期	～ 〃 10月・平成28年11月	H29年1月末日	〃 3月末日

※締切日以降の受付は、次回の支払いになります。



☆ 問い合わせ先

その他、ご不明の点がありましたら、下記までお問合せください。
原村役場 保健福祉課 医療給付係 電話79-7926（直通）

原村医療費特別給付金 支給制度のご案内

原村医療費特別給付金制度のうち、平成28年4月1日から、高齢者の対象年齢が66歳に引き上げられる等の改正がありましたのでご案内いたします。

この制度は、原村に住所のある高齢者・子ども・ひとり親家庭等・重度心身障害者・世帯主に対して医療費の負担を軽減し、その健康保持増進と生活の安定を図ることを目的としています。
この制度を十分ご理解のうえご利用いただき、また健康管理にもご注意くださいようお願いいたします。

☆ 資格の認定

給付金を受けるためには、あらかじめ資格を得るための手続きが必要です。（世帯主を除く）原村役場1階の保健福祉課（庁舎正面玄関より入って左）で資格認定の手続きをしてください。
申請の際には、**加入保険証**と**印鑑**と**預金通帳**が必要です。
また、左記対象者の重度心身障害者に該当される方は、**手帳**及び**受給者証**をお持ちください。
加入されている医療保険に変更があった際は、新しい保険証と印鑑をお持ちの上、届出をお願いします。

☆ 給付金の請求方法

原村医療費特別給付金の支給を受けるためには、申請手続きが必要です。申請書の作成方法は以下の通りです。（月ごとに1枚の申請書が必要）
①各医療機関で受け取った領収書を診療月ごとに分けます。
②領収書を診療月ごと、外来・入院ごとに分けます。
③支給申請書の黒枠内へ氏名等を記入し押印をします。支給申請書は診療月の数だけ必要です。
④診療月の翌月以降に提出します。
※文書料や室料差額（差額ベッド代）、容器代や予防接種は給付金の対象になりません。また、**診療月から1年を経過した領収書も無効**になりますのでご注意ください。

☆ 給付金の支給額

医療保険により病院等へ支払った医療費。（入院時の食事療養費等は除く）
ただし、健康保険組合が給付する付加給付、高額医療費等を差し引いた額となります。
なお、原村医療費特別給付金で給付された額は確定申告の医療費控除の対象にはなりません。

もくじ

■医療費特別給付金制度のご案内	2-3
■樫の木荘建設委員会の経過	4
■春の全国火災予防運動	5
■くらしの情報	6-9
■行政情報	10-11
■保健・福祉の掲示板	12
■くらしのガイド	13
■はらむらとびっくす	14-15
■はじめましてもうすぐ2才です	16



●表紙写真「戸田小学生初めてのスケート」
1月21日～22日の2日間、原小学校5年生が静岡県沼津市の戸田小学校5年生と交流しました。
初日の21日には、小学校図書館で歓迎会が行われた後、校庭スケートリンクに移動して一緒にスケートを楽しみました。戸田小のほとんどの児童は雪を見たのは初めてと話し、慣れない氷の上でおぼつかない足どりでしたが、原小の児童の支えを借りながらスケートを楽しみました。戸田小の児童は「初めてスケートをしたけど楽しかった。たくさん転んだけど支えてもらった。」と感想を話しました。この日はスケートの他に、雪上でチーム対抗の競争をして雪を満喫したり、学校内の紹介や給食を一緒に食べるなどして交流を深めました。

■人の動き

・人口	7,885人	(-12)
・男	3,904人	(-8)
・女	3,981人	(-4)
・世帯数	3,119世帯	(-1)
・転入	13	
・転出	11	
・出生	2	
・死亡	16	

平成28年1月末現在。
()内は前月比。

春の全国火災予防運動

3月1日(火)～3月7日(月)



平成27年度全国統一防火標語

『無防備な 心に火災が かくれんぼ』

Koho HARA

特集

春の全国火災予防運動

行政情報

保健・福祉の掲げ板

トピックス

★注意事項★

○枯れ草等のある火災が発生しやすい所では、たき火をしない。

○火災を予防するために、次の注意事項を守りましょう。

◆原村の火災原因
第1位「たき火の不始末」

◆春先は火災が発生しやすい季節です

この時期は、空気が非常に乾燥し火災が発生しやすくなります。また、火災が発生すると強い季節風により大火事になる恐れがあります。暖房器具を使う機会もまだ多く、誤った使用をした結果火災につながることもありまますので、火気の使用や火の出るおそれのある物の取扱いは十分注意してください。

◆住宅防火
いのちを守るポイント

- ① 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ② 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



問 原消防署予防係 ☎79-2442(直通)

原消防署では、各地区、各事業所が行う自衛消防訓練の指導を行います。詳細については原消防署予防係までお問い合わせ下さい。



◆住宅用火災警報器は設置しましたか？

住宅火災で亡くなった方の死因は、約6割が「逃げ遅れ」です。逃げ遅れを防ぐ切り札は、**住宅用火災警報器**です。寝室と台所、また上階に寝室があるときは**階段室**に設置が必要です。ただし、火災はどこで起きるか分かりません。リビング等各部屋に設置しておく安心です。

◆設置されているご家庭は確認を！

住宅用火災警報器は、古くならんと本体の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる恐れがあります。住宅用火災警報器に記載されている「製造年」を確認して、**10年を目安に交換**してください。また、作動確認をした際、正常なメッセージが鳴らない場合は電池切れの可能性があります。併せてご確認下さい。

レストハウス樫の木荘建設委員会の経過

昭和49年に建設され、多くの観光客や住民の方にご利用頂いてきた「樫の木荘」は、約40年が経過し、老朽化はもとより耐震構造にもなっていないため、今後のあり方について「樫の木荘検討委員会」で協議されてきました。そして平成26年11月17日、「存続すべきものとする。新築が望ましい。」旨の答申が村長にありました。

これを受けて村では、団体等の代表7名・識見を有する者3名・住民公募2名の合計12名からなる「樫の木荘建設委員会」を平成27年6月18日に設置して、どのような施設にするのか、現在慎重に議論が行われています。今回は、建設委員会のこれまでの経過をお知らせします。

《これまでの経過》

- 6月18日 第1回樫の木荘建設委員会
 - ・委嘱状の交付
 - ・建設に関する基本方針について
- 7月16日 第2回樫の木荘建設委員会
 - ・各団体からの意見について
 - ・村資源の樫の木荘への活用方法について
- 9月9日 第3回樫の木荘建設委員会
 - ・新樫の木荘が果たす機能と役割について
 - ・類似施設の視察について
- 10月5日 類似施設3箇所の視察
 - ・八峯苑鹿の湯(富士見町)、ひまわりの館(平谷村)、ながた荘(箕輪町)
- 11月6日 第4回樫の木荘建設委員会
 - ・建設候補地のメリット・デメリットについて
 - ・建設候補地の視察
 - ・建設予定地を現地建設と決定(暫定)
- 12月15日 第5回樫の木荘建設委員会
 - ・新施設のコンセプトについて
- 1月12日 第6回樫の木荘建設委員会
 - ・建設予定地を現地建設と決定
 - ・新施設のコンセプトについて



▲樫の木荘建設候補地視察の様子

第4回建設委員会では、新施設の建設場所についても議論されました。現地以外の場所として、「村民の森」、「八ヶ岳自然文化園」が検討されましたが、現地以外では整備費が非常に高額となるため、暫定的ですが現地建設と決定されました。

樫の木荘の建設(建替え)については、村政運営上、重要案件として位置づけられており、多額の予算執行が想定されることから、住民の合意形成が何より重要になってきます。そこでご意見ご要望等ありましたら農林商工観光課商工観光係までお寄せくださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 農林商工観光課 商工観光係
電話 79-7929(直通) FAX 79-5504
E-mail shokan@vill.hara.nagano.jp